

亀田小学校 いじめ防止基本方針

1 いじめの防止等のための対策の基本的な考え方

新潟市では次に示す基本理念の下、市民総がかりでいじめのない社会づくりに強い決意で取り組んでいくこととしている。

【本市の基本理念】

いじめは、どの子にも起こりうる、深刻な人権侵害であることを認識し、子どもたちが互いに認め合い、支え合い、高め合う人間関係を築くことができるよう、学校、保護者、地域が互いに信頼関係を構築し、それぞれの役割を自覚して、いじめのない社会の実現に向けて取り組む。

亀田小学校では、新潟市の基本理念の実現に向けて、いじめの防止等のための組織、具体的な取組を明確化した「亀田小学校 いじめ防止基本方針」を策定し、いじめの防止等に徹底して取り組む。

そのためにも、「社会通念上のいじめ（「力の差」、「組織的」「意図的」「深刻さ」等、誰もが「いじめ」と認識するであろう事案）」と「法律上のいじめ」とのギャップをしっかり認識して、いじめの認知・対処にあたることとする。

【いじめ防止対策推進法 第2条】

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

この定義より、事案が次の4つの要件に全て当てはまる場合に、その事案をいじめと判断する。

- ① 加害者・被害者とも児童生徒である。
- ② 加害者と被害者が、一定の人的関係にある。
- ③ 加害者が被害者に心理的又は物理的な影響を与える行為を行っている。
- ④ 被害者が心身の苦痛を感じている。

いじめは特定の児童生徒や特別な状況においてのみ起こるものではなく、どの児童生徒にも、どの学級・学校でも起こりうるものである。また、いじめの被害者・加害者については固定化されたものではなく、特に「暴力を伴わないいじめ」については、多くの児童生徒が、あるときは被害者になり、またあるときは加害者になるなど、入れ替わりながら被害も加害も経験する。

いじめが起こっているときには、被害者・加害者の二つの立場だけではなく、いじめをはやし立てたり面白がったりする「観衆」や、いじめを見て見ぬふりをする「傍観者」が存在することも多い。そこで、いじめの問題への対処や未然防止に努めるには、加害者にいじめをやめさせ、被害者・加害者の関係修復を行うだけでなく、観衆や傍観者も含め、集団の問題として扱うことも必要である。いじめをしない、させない、許さないという雰囲気が集団全体に形成され、学校風土、ひいては社会全体としての風土となることが、いじめの未然防止につながるものである。

亀田小学校では、上述のことを踏まえ、次の三つを大切にして「いじめの防止」「いじめの早期発見」「いじめへの対処」についての具体的な取組を進める。

- 児童とつながる心のチャンネル
- いじめの兆候にいち早く気付くセンサー
- 早期に対応するスイッチ

2 いじめの防止 － 児童とつながる心のチャンネル －

新潟市作成の生徒指導及びいじめ対応のリーフレットを受け、子ども一人一人の成長を促す指導に力点を置き、いじめを生まない人間関係・学校風土づくりに努める。子どものよさを多面的に理解し、信頼関係を築いたうえで、「目的意識」「自己決定」「個性・能力」「協同性」の4つの視点から、すべての児童に「自律性」と「社会性」を育成する。普段からわかる授業・できる授業を展開し、基礎・基本の定着を図るとともに、学習に対する達成感・成就感をもつことができるようとする。また、一人一人を大切にし、一人一人の児童が学校生活の中で自己有用感を感じることができるようとする。

① 児童との信頼関係づくり

職員が、常に問題を子どもと共に解決しようとする姿勢を示し、児童との信頼関係を積極的に築くようにする。子どもの話を丁寧に聞き取り、「最後まで絶対に守る」という姿勢を示し、安心して悩みを打ち明けられる関係づくりに努める。そのためにも、「指示」「命令」「抑制」「禁止」の言葉をできるだけ少なくし、認める、励ます、意欲付けするための言葉を多く使用することを心がける。

② 人間関係づくりを意識した児童会活動・縦割り活動・クラスタイム

縦割り班ごとの遊びや縦割り班で参加するイベント活動を通して、異学年の交流を図る。
クラスタイムやパフォーマンス大会等で、クラスの団結力を高める。

③ 他者評価の活動

生活目標に併せて、子ども同士が互いのよさを伝え合う「スマイルカード」の取組を行う。

④ 全学年の道徳の授業公開

いじめを題材にした道徳の授業を11月の学習参観で公開し、家庭にもいじめ防止について関心をもってもらうようとする。

⑤ グループ学習や協同学習

集団で課題を解決したり、解決の方法について話し合ったりすることを通して、児童同士の関係づくりと相互理解を促す。

⑥ 授業のユニバーサルデザイン化の推進

授業に集中して取り組み、全員が分かる授業づくりを展開するため、授業のユニバーサルデザイン化を推進する。

3 いじめの早期発見 － いじめの兆候にいち早く気付くセンター －

いじめは観ようしなければ見えないという姿勢で、日常における子どもとの何気ない会話や行動を観察する。普段からいじめや差別につながる言動を許さない姿勢で児童に接し、人権感覚を育成する。教師の不適切な認識や言動、差別的な態度や言動がいじめを助長することがある。児童の手本となる態度や言動を心掛けていくようとする。また、児童の様子については、複数の職員の目で情報交換したり、アンケートを活用したり、記録を積み重ねたりして、いじめの兆候をいち早く把握する。

ゲーム機の通信機能やパソコンなどによる誹謗中傷の書き込みなど、学校生活の中で気付きにくいいじめにも注意を払うとともに、情報モラルを身に付けさせるための指導も行っていく。

① アンケート（新潟市いじめ防止基本方針資料6－1, 2, 3）の実施・活用・保存

いじめを早期発見するため、市の「いじめの実態把握のためのアンケート用紙」を用いて年3回アンケートを実施する。原則として調査を実施した日のうちに、複数の教職員で記入内容を確認する。いじめなど問題を発見した場合は即対応する。アンケート用紙は、児童が在学中及び卒業後5年間保存する。

② 「おしゃべりタイム」

いじめアンケート実施後、「おしゃべりタイム」を設ける。アンケートの聞き取りはもちろんのこ

と、担任が児童と一对一で学習や友達のことなど、困っていることや悩んでいることがないか、児童の気持ちに寄り添って話を聞く。

③ 児童の情報交換

週1回の職員の終会で、気掛かりな児童や問題行動について情報交換し、全職員で様子を見取る。

4 いじめへの対処 ー 早期に対応するスイッチ ー

いじめを認知した場合、その日のうちに校内いじめ対応ミーティングを開催する。事実関係を把握し、指導の方針や分担を決定し、保護者や関係機関と連携しながら指導に当たる。新潟市いじめ防止基本方針の資料7「いじめの情報についての報告・対応の流れ（例）」を基に作成した別紙「亀田小学校 いじめの情報についての把握・報告・対応の流れ」により対応する。

① 「校内いじめ対応ミーティング」での迅速な対応と記録の保管

いじめの情報があった場合、管理職を含む関係者で「校内いじめ対応ミーティング」を迅速に開催し、情報共有と共通理解を図り、事実関係を把握する。その上で、解決に向けた方針を決定し、迅速に対応する。重大事態の場合には、速やかに新潟市教育委員会に連絡をする。なお、ミーティングの際は記録用紙（新潟市いじめ防止基本方針 資料8）を用いて記録し、記録した用紙は必ず保管する。特に、重要度「高」の事案については、対応を含む全ての資料を確実に保管する。

② 被害児童へのケアと、加害児童や周囲の児童への指導

いじめられた児童が安心し安全な学校生活を送れるよう心のケアを行い、全力を挙げて守り通す。いじめた児童に対しては、教育的配慮のもと毅然とした態度で指導し、いじめた児童の心情の理解と内面からの反省を促す。さらに、ストレスの要因が解消されるよう相談や支援にあたる。そして、周囲の児童に対しても、いじめは絶対に許されない行為で、傍観者にならず行動を起こすことが大切であることを指導する。

③ 保護者への対応、関係機関との連携

保護者には、多方面からの情報収集に基づいた事実関係と学校の指導の方針を説明する。その際、教育的配慮のもとでのケアや指導を行うことなどに留意する。また、児童相談所や民生児童委員、警察など、関係機関とも連携して指導に当たる。

5 重大事態につながるおそれのある事案への対応

発生した段階では重大事態には当たらないものの、解消が図られない状況が続くと重大事態に発展するおそれがある事案については、予め教育委員会に事案の発生を報告するとともに、対応について協議する。

6 自殺につながる可能性がある場合の対応

いじめがきっかけとなって自殺をほのめかすなど、自殺につながる可能性のある場合、学校全体での体制を組み相談・指導に当たる。必要に応じて外部の専門家や専門機関と連携して対応する。

① 「TALKの原則」に基づいたケア

「TALK（Tell：心配していることを伝える、Ask：自殺願望について尋ねる、Listen：気持ちを傾聴する、Keep safe：安全の確保）に基づき、チーム対応による長期のケアを行う。また、自傷行為や「死にたい」などのつぶやきがある場合、児童の発する切実なサインとして重く受け止め、教育委員会へ一報を入れるとともに、組織で迅速かつ適切に対応する。

② 経過観察と再発防止

いじめ解決後も、経過観察や相談を丁寧に行い、再発しないよう関係児童への対応・指導を継

続する。※「3か月」を目安とした「解消」についての適切な判断

7 いじめ防止・対応に係る組織

いじめ防止・対応に係る組織として、下の3つを設置する。亀田中学校区においては「亀田中学校区児童生徒の安全と安心を見守る会」に加わる。

名称	開催時期	構成員	目的・ねらい
① いじめ防止会議	4月	全職員	「亀田小学校 いじめ防止基本方針」について、共通理解を図る。
	夏・冬季休業中		いじめ防止に関わる取組が実施されているか確認したり、アンケートや観察から気掛かりな児童についての情報交換をしたりする。
② 校内いじめ対応ミーティング	いじめの疑いにかかわる情報があったとき	校長、教頭教務主任、生活指導主任、養護教諭、当該学年職員	いじめ事案の報告を受け、必要な情報収集、関わる児童への指導・支援、保護者への対応などについて検討し、対策（方針）を決定する。
③ いじめ対策委員会	学校評議員会と同時開催	学校評議員 校長、教頭教務主任、生活指導主任	「亀田小学校 いじめ防止基本方針」に基づく取組や年間計画の作成・実行・検証・修正を行う。
○ 亀田中学校区児童生徒の安全と安心を見守る会		各学校校長・教頭・生活指導主任・PTA会長、学識経験者、警察署生活安全課担当ほか	亀田中学校区におけるいじめの未然防止を図る

8 いじめ防止に向けた年間計画

学期	月	いじめ防止に向けた取組	年間を通した取組
前期	4	○いじめ防止会議 「亀田小学校 いじめ防止基本方針」についての共通理解	・児童理解 ・個別の配慮 ・グループ学習や協同学習 ・ユニバーサルデザイン ・児童の情報交換 ・縦割り班における活動（亀っ子タイム） ・クラスタイム ・道徳授業の学習参観と懇談会（年1回） ・相談ポストの設置 ・いじめ防止リーフレット 教室掲示 ・生活指導便り ・全校朝会校長講話
	6	○第1回児童情報交換会 ○職員による「いじめ防止劇」	
		○生活目標「友達と仲良くしよう」「スマイルカード」の取組 ○新潟市「いじめの実態把握のためのアンケート」調査（1）	
		○おしゃべりタイム ○いじめ防止会議 「亀田小学校 いじめ防止基本方針」の見直し、共通理解	
	9	○第2回児童情報交換会	
後期	11	○新潟市「いじめの実態把握のためのアンケート」調査（2） ○おしゃべりタイム	
	12	○道徳授業の学習参観（いじめや人間関係にかかわるもの） ○生活目標「友達と仲良くしよう」「スマイルカード」の取組 ○いじめ防止会議 いじめ防止の取組の進捗状況・情報交換	
		○新潟市「いじめの実態把握のためのアンケート」調査（3）	
	2	○おしゃべりタイム	

【参考資料】

- 新潟市 「新潟市いじめの防止等のための基本的な方針」
「新潟市いじめ防止基本方針 資料」
- 新潟市教育委員会 「いじめ見逃しがゼロに向けて 誰もが安心して過ごすことのできる学校づくりを目指して」
「子ども一人一人の成長を促すために」
- 国立教育政策研究所 「生徒指導リーフ増刊号 いじめのない学校づくり 学校いじめ防止基本方針 策定Q&A」
「生徒指導支援資料4 いじめと向き合う」



亀田小学校 いじめの情報についての把握・報告・対応の流れ

児童とつながる心のチャンネル／いじめの兆候にいち早く気付くセンサー／早期に対応するスイッチ

